

建築基準法による許可申請要領

(第85条による仮設建築物)

1. 適用条項

建築基準法第85条第3項、第6項及び第7項

2. 許可申請について

建築基準法の規定により、原則的に禁止されている事項について例外的に許可しようとするものであり、建築計画について、建築指導課と事前に協議を充分に行う必要がある。

また、許可通知書交付後、確認申請の手続き中に変更が出ないように、許可申請と並行して確認申請の申請先と充分に協議を行うこと。

3. 申請図書について

許可申請に係る申請図書は次の各号に掲げるものとし、正1部・副1部を提出するものとする。

(1) 許可申請書（仮設建築物等）

第1面～第2面（第四十四号様式）

(2) 委任状

日付

(3) 許可申請理由書

当該計画が周辺環境上支障なしとする理由や周辺への影響及び具体的な環境対策

許可期間満了後撤去する旨 事業上の理由又は公益上の必要性

(4) 仮設建築物の適用除外規定チェックリスト

適用除外を受ける条項についてチェック

(5) 用途地域図・付近見取図

姫路市 Web マップ等のもので縮尺1/2500程度 方位 申請地を明示

(6) 配置図

方位 縮尺 敷地境界線（赤色） 建築物の位置

申請部分と申請以外の部分の別 敷地に接する道路種別と幅員

(7) 各階平面図

方位 縮尺 間取り 各室の用途

(8) 面積表

敷地面積 建築面積 延べ床面積

用途別面積及び増築等の場合は既存部分、増築部分等の用途別面積

（配置図、平面図に明示することも可）

(9) 2面以上の立面図・断面図

縮尺 最高の高さ 最高の軒の高さ 道路及び隣接との関係

(10) 現場写真

敷地周辺の状況が把握できるような位置 申請地を明示 撮影方向を配置図等に明示

(11) その他添付を必要として係員の指示する資料

4. 手数料

建築基準法第85条第6項 3ヶ月以内 60,000円

その他 120,000円

建築基準法第85条第7項 160,000円

問い合わせ先：姫路市建築指導課 指導担当 TEL (079) 221-2579

仮設建築物(法第85条第6項・第7項)の適用除外規定 (仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物 法第85条第6項及び第7項、令第147条第1項、告示)

	条 項	規 定	緩和
	第12条第1項・2項	建築物の定期報告 定期点検 (18条)	
	第12条第3項・4項	建築設備の定期報告 定期点検 (18条)	
	第21条	大規模の建築物の主要構造部	
	第22条	屋根	
	第23条	外壁	
	第24条	建築物が第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置	
	第25条	大規模の木造建築物等の外壁等	
	第26条	防火壁	
	第27条	耐火建築物等としなければならない特殊建築物	
	第31条	便所	
	第34条第2項	非常用の昇降機	
	第35条の2	特殊建築物等の内装	
	第35条の3	無窓の居室等の主要構造部	
第37条	建築材料の品質		
法第3章	第41条の2	適用区域	
	第42条	道路の定義	
	第43条	敷地等と道路との関係	
	第43条の2	その敷地が4m未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加	
	第44条	道路内の建築制限	
	第45条	私道の変更又は廃止の制限	
	第46条	壁面線の指定	
	第47条	壁面線による建築制限	
	第48条	用途地域等	
	第49条	特別用途地区	
	第49条の2	特定用途制限地域	
	第50条	用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限	
	第51条	卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置	
	第52条	容積率	
	第53条	建蔽率	
	第53条の2	建築物の敷地面積	
	第54条	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における外壁の後退距離	
	第55条	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度	
	第56条	建築物の各部分の高さ	
	第56条の2	日影による中高層の建築物の高さの制限	
	第57条	高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和	
	第57条の2	特例容積率適用区域内における建築物の容積率の特例	
	第57条の3	指定の取消し	
	第57条の4	特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度	
	第57条の5	高層住居誘導地区	
	第58条	高度地区	
	第59条	高度利用地区	
	第59条の2	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例	
	第60条	特定街区	
	第60条の2	都市再生特別地区	
	第60条の3	特定用途誘導地区	
	第61条	防火地域及び準防火地域内の建築物	
	第62条	屋根	
	第63条	隣地境界線に接する外壁	
	第64条	看板等の防火措置	
	第65条	建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置	
	第66条	第38条の準用(この節の規定及びこれに基づく命令の規定)	
	第67条	特定防災街区整備地区	
	第67条の2	第38条の準用(前条第1項及び第2項の規定)	
	第68条	景観地区	
	第68条の2	地区計画等の区域内における市町村の条例に基づく制限	
	第68条の3	再開発等促進区等内の制限の緩和等	
第68条の4	容積率を区域の特性に応じて定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例		
第68条の5	建築物の容積を適正に配分する地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例		
第68条の5の2	建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例		

仮設建築物(法第85条第6項・第7項)の適用除外規定 (仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物 法第85条第6項及び第7項、令第147条第1項、告示)

	条 項	規 定	緩和
法 第 3 章	第68条の5の3	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例	
	第68条の5の4	住居と住居以外の用途とを区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例	
	第68条の5の5	区域の特性に応じた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例	
	第68条の5の6	地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例	
	第68条の6	地区計画等の区域内の道路の位置の指定に関する特例	
	第68条の7	地区計画等の区域内の予定道路の指定	
	第68条の8	建築物の敷地が地区計画等の区域の内外にわたる場合の措置	
	第68条の9	都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限	
	令 第 2 章	令第22条	居室の床の高さ及び防湿方法
令第28条		便所の採光及び換気	
令第29条		汲み取り便所の構造	
令第30条		特殊建築物及び特定区域の便所の構造	
令第37条		構造部材の耐久	
令第38条第3項		基礎(平成12年5月23日 告示第1347号 最終改正 令和元年6月25日 告示第203号)	
令第46条		構造耐力上必要な軸組等	
令第49条		外壁内部等の防腐措置等	
令第66条		柱の柱脚(平成12年5月31日 告示第1456号 最終改正 平成30年9月12日 告示第1098号)	
令第67条		接合(鉄骨造)	
令第70条		柱の防火被覆(鉄骨造)	
令第3章第8節		構造計算	
令第112条		防火区画	
令第114条		建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁	
令 第 5 章 の 2	令第128条の3の2	制限を受ける窓その他開口部を有しない居室(特殊建築物の内装)	
	令第128条の4	制限を受けない特殊建築物等	
	令第128条の5	特殊建築物の内装	
令 第 1 2 章 の 3	令第129条の2の3	建築設備の構造強度(屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに限る)	
	令第129条の13の2	非常用の昇降機の設置を要しない建築物	
	令第129条の13の3	非常用の昇降機の設置及び構造	
兵 庫 県 建 築 基 準 条 例	条例第3条	渡り廊下	
	条例第4条	敷地と道路との関係	
	条例第4条の2	敷地と道路との関係(大規模建築物の敷地と道路との関係)	
	条例第5条	敷地と道路との関係(興行場)	
	条例第15条	準耐火構造でない建築物の上階における制限(共同住宅又は寄宿舎)	
	条例第16条	出入口と道路との関係(共同住宅又は寄宿舎)	
	条例第17条の2	耐火建築物等(老人福祉施設等)	
	条例第17条の3	内装(老人福祉施設等)	
	条例第19条	敷地と道路との関係(学習塾)	
	条例第23条	敷地と道路との関係(自動車車庫等)	
	条例第24条	自動車車庫等の構造(自動車車庫等)	
	条例第25条	木造の長屋の階数制限(長屋)	
	条例第26条	出入口と道路との関係及び規模(長屋)	
条例第27条の2	エスカレーターと他の部分との防火区画(建築設備)		

(NO. 2)

※許可に際し必要な緩和項目に○印を記入して下さい。